

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見提出者の一覧
(平成27年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

| 意見提出者(計4件) | | | | |
|------------|------------|--|-----------------|---------|
| 受付 | 意見受付日 | 意見提出者 | 代表者氏名等 | |
| 1 | 平成27年2月16日 | 株式会社 ケイ・オプティコム | 代表取締役社長 | 藤野 隆雄 |
| 2 | 平成27年2月17日 | KDDI株式会社 | 代表取締役社長 | 田中 孝司 |
| 3 | 平成27年2月17日 | ワイモバイル株式会社 | 代表取締役社長 | エリック・ガン |
| 4 | 平成27年2月17日 | ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 | 代表取締役社長兼 CEO | 孫 正義 |

意見書

平成27年2月16日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- NTT東西殿の加入光ファイバについては、NTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、自らリスクを取って設備投資を行っている弊社を含む電力系事業者や、CATV事業者にも大きな影響を与えるものであり、メタル回線とは位置付けが異なるものです。
- よって、その加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。
- 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該措置の合理性については十分な議論がなされていないものと考えます。メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。

以上

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいいちりしまりやくしやちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 27 年 1 月 27 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. はじめに

現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。

（単位：万契約）

| | H22 年 3 月末 | H23 年 3 月末 | H24 年 3 月末 | H25 年 3 月末 | H26 年 3 月末 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 固定電話 | 4,241 (▲8%) | 3,870 (▲9%) | 3,521 (▲9%) | 3,204 (▲9%) | 2,941 (▲8%) |
| FTTH | 1,780 (+19%) | 2,022 (+14%) | 2,230 (+10%) | 2,385 (+7%) | 2,532 (+6%) |

※電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 26 年度第 2 四半期（9 月末））より

※（）内の数字は、前年同月比

他方、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準の IT 社会の実現」が掲げられ、情報通信審議会においても、2020 年代に向けた世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展について審議が進められたところです。

このように、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、多様な事業者により超高速・低廉・強靱な通信ネットワークを構築していく必要があります。

しかしながら、需要が減少し続けるドライカップ接続料が低減化し、需要が増加する光ファイバ接続料が上昇するという「逆転現象」が起こっており、マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇してしまうと、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあると考えます。

ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成 25 年 5 月）において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実に照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。

2. 各論

○加入光ファイバ接続料について

今回申請された平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、平成 26 年度に認可を受けている平成 27 年度接続料に対して、平成 25 年度の乖離額の見込額と実績値の差額を乖離額調整により変更するものですが、費用に含まれる報酬等の実績値が見込額を大幅に上回った結果、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、接続料が大

きく上昇しています。

一方で、需要が減少しているドライカッパ接続料は低減化しており、このままでは、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方の利用者利便を損なう恐れがあるため、追加の激変緩和措置を行う必要があると考えます。

具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成 25 年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和措置を講じて、前年度よりも低減するように平成 27 年度接続料が算定・認可されておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。

また、シェアアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。

今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られておりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。

そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料・工事費についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる作業時間の定期的な再計測等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上につながると考えます。

○光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

光ファイバケーブルの耐用年数については、平成 20 年度に 10 年から架空 15 年、地下 21 年、海底 13 年に見直された以降、見直しが行われておりません。

耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成 25 年 5 月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT 東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。

今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成 27 年 1 月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空 17.6 年、地下 23.7 年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。

これは、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考えます。

以上

意見書

平成27年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0021

とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋1-9-2
氏 名 ワイモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 渉外室

mail :

TEL :

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「平成27年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下の項目について、当社の考え方を申し述べます。

■耐用年数の見直しについて

平成27年1月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当であると示されました。

平成26年3月31日付けの「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申の考え方3において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、加入光ファイバの光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。

以上

意見書

平成 27 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 27 年1月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

昨年 12 月、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」(以下「答申」といいます。))において、世界最高水準の IT 社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るための ICT 基盤の在り方について具体的方針が示されました。特に、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としての重要性を増す中、主要な論点の一つとして議論が行われ、「事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる」という方向性が示されています。弊社共としても、低迷する利用率の向上が喫緊の課題であると考えており、事業者間の競争を通じて実現に貢献したいと考えています。

しかしながら、このたび補正申請が行われた平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料については、前年度と比較して、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本殿」といいます。))がシングルスター方式: +133 円(+4.2%)、シェアドアクセス方式: +122 円(+4.3%)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本殿」といいます。))がシングルスター方式: +147 円(+4.6%)、シェアドアクセス方式: +100 円(+3.5%)と大幅に上昇しています。国策としてまさにこれから利用率を向上させていこうとしている FTTH サービスについて、その接続料が上昇する、という状況は答申の方向性に逆行するものです。答申の方向性に沿って利用率向上を実現するために、より競争促進、新規参入促進に資する接続制度が求められているものと考えます。

【各論】

1. 乖離額調整制度について

平成 26 年度以降の 3 か年の加入光ファイバ接続料に関して、NTT 東日本殿及び NTT 西日本殿(以下「NTT 東西殿」といいます。))並びに接続事業者とも需要を積極的に見積もっていることや接続事業者起因による乖離発生の恐れ等の理由から、将来原価方式において制度上認められていない乖離額調整を特例として許可していることについて、考え方として一定の理解はできます。

一方で、平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない」と示されているとおり、本来、将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは適当ではありません。

また、将来減価方式は貸出芯線数が増えれば NTT 東西殿にもメリットがある、という点も考慮に入れて考えるべきであり、先述の通り国策として光の利用率向上に取り組んでいく方向性の中、光ファイバの貸し出し方法の議論が行われる予定である現状において、NTT 東西殿が積極的に貸し出しを行うインセンティブを確保するという観点も含め乖離額調整制度の継続可否を検討すべきと考えます。

2. 光ファイバの耐用年数見直しについて

光ファイバの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会(以下「LRIC 研究会」といいます。)でも実態を踏まえた光ファイバの見直しが行われたところ、まずは LRIC 研究会の議論結果を踏まえ、同様の見直しを反映すべきと考えます。

以上